

福島第一原子力発電所 2号機原子炉建屋排気設備における空气中放射性物質の核種分析結果

参考値

(データ集約：8/14)

採取場所	2号機原子炉建屋排気設備 (排気フィルタ入口)		2号機原子炉建屋排気設備 (排気フィルタ出口)		炉規則告示濃度限度 (Bq/cm <sup>3</sup> ) (別表第2第四欄 放射線 業務従事者の呼吸する 空气中の濃度限度)
試料採取日時時刻	平成25年8月7日 10時49分～12時45分		平成25年8月7日 10時16分～12時16分		
検出核種 (半減期)	試料濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 ( / )	試料濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	倍率 ( / )	
I-131 (約8日)	ND	-	ND	-	1E-03
Cs-134 (約2年)	3.9E-06	0.00	ND	-	2E-03
Cs-137 (約30年)	7.6E-06	0.00	ND	-	3E-03

試料濃度は、揮発性と粒子状の合計値。

. E - とは、 . × 1 0 ^ と同じ意味である。

その他の核種については評価中。

二種類以上の核種がある場合は、それぞれの濃度限度に対する倍率の総和を1と比較する。

本分析における放射能濃度の検出限界値を下回る場合は、「ND」と記載。

2号機原子炉建屋排気設備(排気フィルタ入口)における検出限界値は次の通り。

揮発性のI-131が約2E-7Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-134が約5E-7Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-137が約7E-7Bq/cm<sup>3</sup>。

粒子状のI-131が約2E-7Bq/cm<sup>3</sup>。

2号機原子炉建屋排気設備(排気フィルタ出口)における検出限界値は次の通り。

揮発性のI-131が約2E-7Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-134が約4E-7Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-137が約6E-7Bq/cm<sup>3</sup>。

粒子状のI-131が約1E-7Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-134が約3E-7Bq/cm<sup>3</sup>、Cs-137が約4E-7Bq/cm<sup>3</sup>。